

三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

ニュース 第23号

2009年3月9日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024)

琉病労(内線 7-2099)

団体交渉終わる

2月17日(火)午後5時半より、今年度最後の団体交渉が行われました。そこで大学当局から示された改定予定規則等は、以下の通りです。ただし、三者連絡会ニュース前22号で御報告したものに加えて、労働時間を1日7時間45分に短縮することに伴う改正が追加されておりますので御注意下さい。

1 職員就業規則

- ①特命職員の配置に伴う改正
- ②諭旨解雇に関する規定を追加する
- ③労働時間を1日7時間45分としたことに伴う改正

2 職員休職規程

休職復帰から短期間で再度休職した者について休職期間を通算する

3 職員給与規程

- ①主幹教諭の配置等に伴い期末・勤勉手当等について所要の改正を行う
- ②単身赴任手当支給対象者を見直す
- ③教員免許更新講習手当を新設する
- ④管理職手当支給対象者の改正

4 職員の労働時間等に関する規程

- ①産学官連携推進機構設置に伴う改正
- ②労働時間を1日7時間45分としたことに伴う改正

5 職員懲戒等規程

諭旨解雇に関する規定を追加する。

6 大学教員の任期に関する規程

産学官連携推進機構設置に伴う改正

7 職員退職手当規程

諭旨解雇の場合の退職手当を定める

8 安全衛生管理規程

産学官連携推進機構設置に伴う改正

9 安全衛生委員会規程

産学官連携推進機構設置に伴う改正

10 台風の来襲の場合における職員の労働及び休暇の取扱 について

産学官連携推進機構設置に伴う改正

11 事務職員等人事評価規程

事務職員等の人事評価について定める

12 一般職員再雇用規程

- ①再雇用職員の給与額を見直す
- ②労働時間を1日7時間45分としたことに伴う改正

13 非常勤職員就業規則

諭旨解雇に関する規定を追加する

14 非常勤職員人事規程

パートタイム非常勤職員に雇用期限を設ける

15 非常勤職員の労働時間等に関する規程

労働時間を1日7時間45分としたことに伴う改正

16 非常勤職員給与規程

- ①一般職本給表(一)又は(二)の適用を受ける非常勤職員の給与を定額化する
- ②パートタイム職員の時間外労働手当の支給要件を明確にする
- ③労働時間を1日7時間45分としたことに伴う改正

17 非常勤職員(フルタイム職員)年度一時金規定

諭旨解雇の場合の年度一時金を定める

18 過半数代表者の選出に関する規則

過半数代表者に任期を付す等の改正

19 過半数代表者との協定(平成21年度)

- ①時間外労働及び休日労働に関する労使協定書・協定届
- ②4週間単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- ③1か月単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- ④1年単位の変形労働時間制に関する協定書・協定届
- ⑤再雇用者の選考基準等に関する協定書
- ⑥高年齢雇用継続給付金申請
- ⑦育児休業給付の支給申請に係る協定書
- ⑧裁量労働制に関する協定・協定届

これらの規則等のうち、すでに合意済みの特命職員の配置に伴う改正(1①)、産学官連携推進機構設置に伴う改正(4①、6、8、9、10)、教育学部附属学校の主幹教諭の配置等に伴う改正(3①)、農学部改組に伴う改正(3④)、パートタイム非常勤職員の時間外労働手当支給要件の明確化(16②)及び従来通りの協定(19①～⑤、⑦)については、問題なく合意されました。

一方、事務職員等人事評価規程(11)、パートタイム非常勤職員の雇用期限(14①)、過半数代表者の任期等(18)、裁量労働制(19⑧)については、時期尚早として、今期の交渉事項からは外されました。

その余の交渉事項については、以下のような交渉の結果、合意することになりました。

○諭旨解雇に関する規定の追加(10、5、7、13、17)について

どのような場合が諭旨解雇にあたりうるのか、現時点では想定しがたいことに懸念はあったものの、手続上不服申し立ての機会等が保障されることを確認し、合意しました。

○労働時間の1日7時間45分への短縮に伴う改正(10、42、122、15、163)について

人事院勧告に準じ、待機時間を廃止する形ではあるが、時短そのものに意義が認められるので、合意に達しました。但し、非常勤職員については、待機時間がなくなる分だけ終業時間が15分延びるため、これについて説明をおこない理解を求めることを条件として付しました。

○休職期間の通算化(2)について

該当部署の加重負担は否めないが、一方で職場復帰支援の流れについて具体案が当局から示され、この案を基に充実した支援の実現に向け、交渉を継続することになりました。

○単身赴任手当の見直し(32)について

当初は現在月額6万円程度が支払われている手当を廃止しようと提案でしたが、その理由は国立大学内の「異動」という観点に立ち、国立大学からの赴任についてのみ、単身赴任手当が支払われてきたものであるため、法人化された今、この「異動」という観点でこれを適用し続けることで、逆に少なからず不公平感を生むものとなっているとの説明がありました。そもそも教員は公募に依じて自らの意思で赴任しており、今後も手当てを支給し続ける理由は見当たらないとの判断がなされました。そこで交渉に際して手当受給者の内訳を確認したところ、職員では「出向」している幹部職員9名のみで、教員は全学で28名、うち医学部15名と分かり、これら受給者への不利益をできる限り抑える必要性を訴え、現受給

者については引き続き3年間受給が継続するという緩衝的措置をもうけるよう変更を求めました。もっとも、法人化の下で「異動」という考え方がとれないのは、教員のみならず職員も同様であることを主張し、その結果「学長が指定する職員」のみに限定する修正を行ったうえで合意することになりました。

○教員免許更新講習手当の新設(33)について

2009年度から更新講習を実施することが決まっているため、手当の新設は喫緊の課題でした。にもかかわらず講習受講者数や予算の見通しが未知数である上、その運営責任の所在も明確でないことから、来年度実施後に見直しを行うことを条件に、必修領域8000円/時、選択領域7000円/時で合意しました。

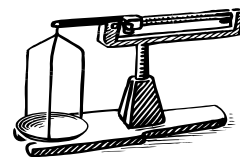
○再雇用職員の給与額の見直し(120、196)について

当局からは、再雇用職種ごとの給与案が示されましたが、必ずしも退職前と同種の職種に就くとは限らないこと、またこれまでも職種による時給の差に対する不満が強かったことから、職種を問わず同じ時給とすることを求めた結果、一律1350円/時で合意されました。

○非常勤職員の給与の定額化(160)について

前歴証明等の事務手続の煩雑化を避けるためという理由で提案されたものですが、給与案は3段階で上限が「30歳以上で950円/時」という低額であるため、上限をもう一段階「40歳以上1070円/時」というものを求めたところ、当局に拒否され合意には至りませんでした。

以上の交渉結果を受け、労働者の代表となる過半数代表者を、千原事業所と上原事業所それぞれから選出するための投票が、下記の日程でおこなわれます。年度末で多忙を極める日々を送られているとは存じますが、宜しくご協力ください！



過半数代表者選出選挙

2009年3月16日(月)～18日(水)
事業所内の各投票所にてお願いします。
尚、代表候補者については、別途お知らせしますので、併せてご了解ください!!